

<別紙>

【契約保証金に係る取り扱い要項】

落札者は請負契約を締結する際に契約保証金が必要となります。以下の項目に留意し、遺漏のないように手続きを行って下さい。

1 契約保証金について

請負契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約保証金の金銭による納付又は契約保証金の納付に代わる措置として、(1)又は(2)に掲げる担保、保証措置のいずれかの方法から落札者が選択し、行うこととなります。

(1) 契約保証金又は保証金に代える担保の納付を選択した場合

- ① 請負金額の10分の1以上の契約保証金
- ② 国債証券・地方債証券
- ③ 鉄道証券・政府の保証のある証券
- ④ 銀行が振り出し、又は支払い保証のある証券
- ⑤ 町長が確実と認める社債
- ⑥ 銀行又は町長が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書した手形
- ⑦ 銀行又は町長が確実と認める金融機関の保証
- ⑧ 保証事業会社の保証（公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社をいいます。）

(2) 契約保証金が免除となる場合

- ① 落札者が保険会社と締結した履行保証がある場合
- ② 落札者から委託を受けた保険会社と町が工事履行保証契約を締結した場合
- ③ 請負金額が300万円未満の工事である場合
- ④ 落札者が特定建設工事共同企業体である場合

2 落札時の確認について

落札した場合は、別紙の「契約保証に関する届出書」に契約保証の方法を記載のうえ提出して下さい。

3 契約締結にあたっての留意事項

(1) 契約保証金又は、保証金に代える担保の納付を選択した場合

- ① 次に記載のとおり、契約保証金の納付又は契約保証金の金額以上の担保物件を納付することになります。
- ② 工事請負契約書の契約保証金の欄に当該金額を記入して下さい。

イ. 契約保証金を金銭で納付(1-(1)-①)する場合

- ① 発注課が発行した契約保証金の納付通知書を受け取り、指定金融機関口座へ納付して下さい。
- ② 納付後は、当該金融機関の収受印のある領収書の写しを契約保証金納付届(別紙参照)に貼付のうえ、工事請負契約書とともに提出して下さい。

ロ. 契約保証金に代える担保物件(1-(1)-②～⑥を選択)の納付を選択した場合

- ① 担保物件を選択のうえ、工事請負契約書とともに提出して下さい。

ハ. 金融機関等の保証(1-(1)-⑦)を選択した場合

- ① 金融機関等が発行する保証書を工事請負契約書とともに提出して下さい。
- ② 金融機関等とは、出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入を行う組合をいいます。
- ③ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いとなります。
- ④ 保証期間は、工期を含むものとなります。

ニ. 保証事業会社の保証(1-(1)-⑧)を選択した場合

- ① 保証事業会社が発行する保証証券を工事請負契約書とともに提出して下さい。
- ② 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社をいいます。
- ③ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いとなります。
- ④ 保証期間は、工期を含むものとなります。

(2) 契約保証金が免除となる場合の保証制度(1-(2))を選択した場合
工事請負契約書の契約保証金の欄に「免除」と記入して下さい。

イ. 履行保証保険契約の締結(1-(2)-①)による場合

- ① 保険会社が発行する履行保証証券の保証に係る証券を、工事請負契約書とともに提出して下さい。
- ② 保証期間は、工期を含むものとなります。

ロ. 公共工事履行保証証券の保証(1-(2)-②)による場合

- ① 保険会社が発行する公共工事履行保証証券の保証に係る証券を、工事請負契約書とともに提出して下さい。
- ② 保証期間は、工期を含むものとなります。

4 契約解除時の契約保証金の取扱いについて

請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、納付された契約保証金(担保含む)又は保証により支払われた保証金等は町に帰属することになります。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する場合があります。

5 工事完成時並びに請負金額変更等の場合の取扱いについて

- ① 契約保証金の返還手続きは、契約履行後、発注課から指定金融機関の出金伝票を受領し、請負者はその出金伝票により指定金融機関から契約保証金を受領して下さい。また、担保物件等の返還時期も同様とします。
- ② 請負金額変更等の場合の契約保証金の取扱い
請負金額変更の増減により契約保証金に変更が生じる場合は、原則として追徴並びに返還はしないものとしますのでご承知願います。

6 契約保証金を納付する場合 七十七銀行・蔵王支店 普 9058605 蔵王町会計管理者

※注意！ 必ずご確認ください！

工事費内訳書の提出について

蔵王町では、平成27年4月1日以降に執行する入札について、工事費内訳書を提出して頂くことになりました。

については、指名通知書をよくご確認の上、入札の際は工事費内訳書添付して入札書を投函することになります。なお、詳しくは下記の通りです。

記

- (1) 工事費内訳書は全ての建設工事の入札において提出して頂きます。
 - ◇提出された工事費内訳書は返却しません。また、工事費内訳書の変更若しくは取消は認めません。
 - ◇提出された工事費内訳書は原則非公開とします。
- (2) 工事費内訳書は、別紙の工事費内訳書（作成例）によって作成して下さい。
 - ◇入札金額と工事費内訳書は同額となります。
- (3) 2回目の入札にあつては、工事費内訳書の提出は要しません。
- (4) 次に該当する場合はその入札書を無効とし、「蔵王町建設工事入札参加業者指名停止要領」に基づく措置が行われる場合があります。
 - ◇工事費内訳書が提出されない場合（一部未提出、白紙を含む）
 - ◇当該内訳書と無関係な書類である場合。
 - ◇他の工事又は他の入札参加者が積算した工事費内訳書と認められる場合。
 - ◇入札書の金額と工事費内訳書の工事価格が不一致の場合。
 - ◇工事費内訳書の適切な見積を行っていないと認められる場合。
 - ◇その他不備がある場合。

蔵王町工事費内訳書取扱試行要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、蔵王町（以下「町」という。）が発注する建設工事（建設業法第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底すると共に、入札参加者の積算努力の促進を図ることを目的として、入札者に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることとし、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 町が一般競争入札又は指名競争入札により発注する全ての建設工事とする。

(提出時期)

第3条 入札にあたり入札参加者は、入札書に記載する金額に対応した内訳書を入札書に添付して提出するものとする。

2 2回目の入札にあつては内訳書の提出は要しない。

(内訳書の内容及び様式)

第4条 内訳書の様式は任意とし、別紙「工事費内訳書作成例」に準じて作成し、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事名を記載し、押印すること。

なお、内訳書の工事価格は入札額と同額とし、内訳は、当該工事の閲覧に供した設計書の項目に対応させて作成し、一式値引きやマイナス計上（スクラップ控除を除く）を設けないものとし、端数処理をする場合は諸経費で調整すること。

(入札の無効)

第5条 次の各号に該当する場合は、原則として入札を無効とする。

- (1) 内訳書が提出されない場合（一部未提出、白紙を含む）
- (2) 当該内訳書と無関係な書類である場合
- (3) 他の工事又は他の入札参加者が積算した内訳書と認められる場合
- (4) 入札書の金額と内訳書の工事価格が不一致の場合
- (5) 一式値引きやマイナス計上の項目が記載されている場合
- (6) その他不備がある場合

（内訳書の取扱い）

第6条 提出された内訳書の取扱いについては、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 提出された内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- (2) 提出された内訳書は、返却しない。
- (3) 提出された内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- (4) 提出された内訳書は、蔵王町情報公開条例（平成11年条例第27号）第12条第2号の非公開情報に該当するものとし、公開対象としない。

（その他）

第7条 内訳書は、入札参加者の適切な見積努力を確認するための資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではないが、提出を行わない場合や適切な見積を行っていないと認められる場合には、蔵王町財務規則（平成7年規則7号）第95条に該当する又は、蔵王町入札心得に違反するとして、当該入札参加者の行った入札を無効とする場合があることや、入札手続き終了後、「蔵王町建設工事入札参加業者指名停止要領」に基づく措置が行われる場合がある。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に執行される入札から適用する。

(記入例)

別添1

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

蔵王町長 村上 英人 殿

住 所 ○○町○○字○○
商号又は名称 株式会社 ○○建設
代 表 者 氏 名 代表取締役 ○○○○ 印

工 事 費 内 訳 書

工 事 名	平成○○年度 ○○ 道路改良工事	
工 種 等	金 額(円)	
道路改良		A
土工		a
法面工		b
擁壁工		c
雑 工		d
直接工事費		A (a+b+c+d)
共通仮設費計		B
現場管理費		C
一般管理費等		D
工事価格		A + B + C + D

